

2021年6月30日発行 【第16号】

発行者：特定非営利活動法人 やまなし消費者支援ネット 理事長 花輪仁士

消費者支援ネット

〒400-0032 山梨県 甲府市  
中央4丁目3-19 桜商事ビル3階  
電話：055-269-7771  
FAX：055-269-7771  
Mail：[info@yamanashi-csnet.jp](mailto:info@yamanashi-csnet.jp)

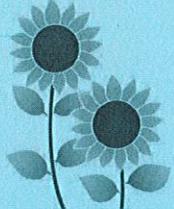
# ニュースレター

## 第7回総会報告

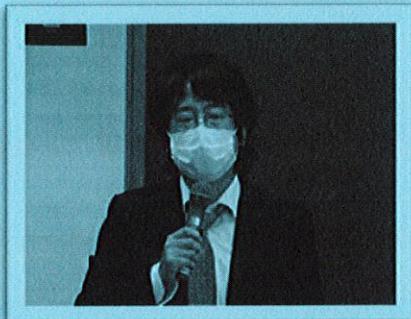
### 第7回総会が無事、終了いたしました！

\*日時：2021年6月5日土曜日 10:30～11:00

\*会場：「ぴゅあ総合」中研修室 甲府市 朝氣 1-2-2



\*主催者あいさつ（花輪仁士理事長。概要。写真）



・本日はお忙しい中、第7回総会に出席いただきありがとうございます。  
本総会はウイルス感染防止のため、役員及び議長・議事録署名人など、必要最小限の出席および書面議決を中心に開催させていただきました。  
昨年度は「適格消費者団体認定申請（総理大臣宛）」を取り下げましたが、  
本年度は再申請を再度準備する年度となります。  
引き続き、みなさまのご支援ご協力をお願いいたします。

\*来賓挨拶：毎年ご出席を頂いていますが、時節柄、県民安全協働課 望月課長様、県民生活センター 古屋所長様から、メッセージを寄せていただきました。裏面で概要を掲載させていただきます。

\*続いて、議長立候補を議場に諮り、議長選出等を行ないました。



#### 1. 議長選出及び議事録署名人2名(正会員)選任について。

- ・議長に、杉山修馬さん（写真）を選出しました。
- ・議事録署名人に池谷好司さん、木内みきさんを選任しました。

#### 2. 議事について（議長が議事運営を議場に諮り、賛同いただきました）。

- ・提案は斎藤（写真）・大塩副理事長、監査報告を関野監事が行い、1号～6号議案を審議・採択しました。  
「第1号議案：2020年度事業報告承認の件」、「第2号議案：2020年度活動計算書承認の件」  
「第3号議案：2021年度事業計画承認の件」、「第4号議案：2021年度活動予算承認の件」  
「第5号議案：定款変更承認の件」、「第6号議案：<任期満了に伴う>役員選任承認の件」

◇全議案すべてが、賛成多数で採択されました。書面議決書含め、反対は無く、満場一致でした。

◇なお、正会員数108人に対し、「81人の参加：（出席19人・委任状20人・書面議決書42人）」で、定足数「36人」を満たし、総会が成立していることを、採択時に議場に報告し、確認いただきました。

<裏面に続きます>

### 3. 来賓メッセージのご紹介(概要)

#### ◇ 山梨県県民安全協働課 課長 望月 英二様

第7回総会が開催されますことを、心からお慶び申し上げます。各構成団体、役員の皆様におかれましては、日頃より、消費者行政の施策、事業に深くご理解とご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。

さて、近年の消費者を取り巻く社会状況は、デジタル化の進展や電子商法取引の普及、取引形態の多様化などにより、目まぐるしく変化しており、それに伴い消費者トラブルも複雑化・深刻化しています。

加えて、コロナウイルス感染接触回避に伴う高齢者の孤立化や民法改正に伴う、令和4年4月からの成年年齢引き下げなどによる若者の消費者トラブルの増加も懸念されています。

このような状況を踏まえて、県では、本年3月に「第2次山梨県消費者基本計画」を策定しました。

計画では「相談体制の充実と連携強化」、「高齢者被害防止のための見守り活動の推進」、「若者に対する消費者教育の充実」、「エシカル消費(倫理的消費)の促進」を重点施策に掲げ、消費者施策を進めて参ります。

貴団体は消費者庁に適格消費者団体認定申請準備をしていくと伺っており、引き続き、消費者の被害防止や救済に、貴団体が大きな力となっていただけることを期待しております。



#### ◇ 山梨県県民生活センター 所長 古屋 万恵様

第7回総会が開催されますことを心よりお喜び申し上げます。

皆様におかれましては、消費者被害の防止と救済のため様々な活動をされておりますことに敬意を表します。

さて、新型コロナウイルス感染は終息が見えない中で、国民生活センターでは、いわゆる巣ごもり需要による通販のトラブル相談が増えており、消費生活に影響があるとしております。

当センターにおいても、令和2年度の消費生活相談件数では3,712件と前年度より減少したものの、新型コロナ関連の相談が309件寄せられています。また、これまで増加傾向にあった「架空請求」が減少し、新たにSNSをきっかけとした相談や定期購入のトラブルが増加しています。また、30歳未満の相談件数が増加しており、来春の成年年齢引き下げも見据えた消費者教育の強化が求められています。

貴団体におかれましては、適格消費者団体の認定のため引き続き取り組んでいかれると聞いておりますが、今後も本県県民の消費生活における保護強化のため、ご尽力いただけますようご期待いたします。



### ご一緒に活動しませんか

県内の弁護士・司法書士・消費生活相談員(約40名)、学識経験者、生協や一般消費者(団体)など合計110人余が加入しています。消費者被害を防止し、救済する活動に意欲のある方々を歓迎いたします。

#### ◇【消費者講座等の企画協力を頂ける方も歓迎いたします。是非、ご連絡をお願いいたします】

【正会員】: 年会費1口 2,000円 【賛助会員】: 年会費1口 1,000円、団体会員枠もあります。

◇年会費は上記活動及び諸経費に使われます。人件費はゼロで、ボランティアで運営されています。

◇寄附金のお願い。当法人の趣旨を早期に実現し、県内外での消費者被害防止等に有効に活かします。

【連絡先: 表紙上に記載】消費者支援ネット事務局(詳しくは、やまなし消費者支援ネットで検索下さい)

**【情報提供のお願い】**「CMやチラシ、電話・メール等の勧誘」で「おかしいな(?)」と感じる情報を事務局にお寄せいただくようお願いいたします。寄せられた情報は、弁護士・司法書士・消費生活相談員等の専門家が調査・分析し、より早く消費者被害を防ぐための諸活動に活かします。

・情報提供に関する個人情報は保護されますので、安心してご協力を願いいたします。